

みんなで支える森林づくり県民会議 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場受付で氏名及び住所（市町村名のみで可）又は所属を記載の上、会議の開始までに傍聴席にお着きください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛にしてください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影又は録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) その他、会議の座長の指示に従ってください。

<参考>

会議内容の公表について

公表方法	時 期	掲 載 事 項
長野県公式 ホームページ等	開催前 概ね1週間	開催概要（日時、場所、会議事項等）
	開催後 概ね2週間以内	会議資料
	〃 概ね1月以内	議事録

(審議会等の設置及び運営に関する指針)